

- 写 -

渋企企発 第 4 号
平成27年11月17日

渋谷区基本構想等審議会会長 殿

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区基本構想等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について、諮問いたします。

記

《諮問事項》

- 1 渋谷区基本構想改定のための基本的方向について
- 2 新たな渋谷区長期基本計画に盛り込むべき施策について

《趣 旨》

現在の渋谷区基本構想（以下「基本構想」という。）は、21世紀を展望し、区民生活と区の将来像を明らかにするとともに、これを実現するための計画的な行財政運営の基本的かつ総合的な指針として、平成8年に策定いたしました。

その後、策定から20年が経過し、人口構造の変動、渋谷駅周辺の整備や2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とした国際化の進展等、区政を取り巻く環境は大きく変化しています。

渋谷区は、このような社会情勢の変化を踏まえ、将来に渡って区政を発展させていくために、「基本構想」を改定し、中・長期的に必要な施策と事業の重点を示す渋谷区長期基本計画（以下「長期基本計画」という。）を新たに策定することといたしました。

渋谷区を日本だけではなく、ロンドン・パリ・ニューヨークと並ぶ世界に誇れる都市にしていくために、一人ひとりの「違い」を個性として尊重し、多様性を受容する社会（ダイバーシティ&インクルージョン）の実現が重要であると考えております。

これからも、子どもからお年寄りまで、都心でいきいきと暮らし続けていただくために、また、渋谷区で働く人や訪れる人にとっても、より魅力的なまちになるような将来像を描きたいと考えます。

今後の渋谷区が目指すべき方向を定める「基本構想」改定のための基本的方向及び「長期基本計画」に盛り込むべき施策につきまして、ご審議賜りますようお願い申し上げます。